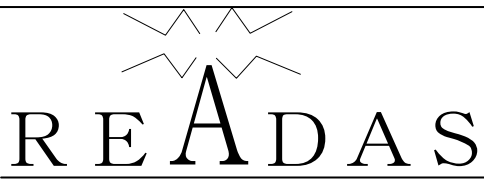


第 5726 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 6日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

少額減価償却資産の損金算入特例

Q：少額減価償却資産の損金算入の特例が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

少額減価償却資産の損金算入の特例は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件の下、取得価額に相当する金額を損金に算入することが認められるというのですが、平成28年度の税制改正において、対象となる中小企業者等を常時使用する従業員数が1,000人以下の法人に限定されるとともに、適用期限が平成30年3月31日まで延長されました。

この場合の常時使用する従業員数が1,000人以下かどうかは、原則として、少額減価償却資産を取得等した日及び事業の用に供した日の現況により判定すべきであるが、事務負担を考慮して、事業年度終了の日の現況によって判断してもよいとしています。

そして、常時使用する従業員については、雇用形態が常用であると日雇いであることを問わず、常時就労している職員、工員等（役員を除く）の数によることとしており、この場合には、最盛期等に数ヶ月程度の期間労働者であっても常時使用する従業員の数に含めてよいこととされています。

